

5川健介保第 1593 号  
令和 6 年 3 月 14 日

地域包括支援センター センター長 様  
指定居宅介護支援事業所 管 理 者 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

川崎市介護認定調査員の「訪問調査モバイル」導入について（通知）

時下、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素から、本市の健康福祉行政に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、川崎市においても高齢化の進展により、介護保険における認定申請件数が増加し、これに伴い認定調査件数も今後大幅に増加する見込みとなっております。

このような状況に対応するため、令和 5 年 5 月に大師地区で、「訪問調査モバイル」というタブレットを用いた認定調査の実施および調査票の作成を試験的に実施したところです。

この結果を踏まえ令和 5 年 12 月からは田島地区においてタブレット端末を使用した訪問調査、調査票の作成について運用を開始しており、令和 6 年 3 月からは他の区・地区においても順次運用を行う予定となっております。

このようなことから、今後認定調査において「訪問調査モバイル」を使用する場合がございますので、御承知おきください。なお、調査内容や審査会資料につきましては従前と大きな変更はございません。

引続き適正な要介護認定の取扱いに努めてまいりますので、御理解と御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 川崎市健康福祉局長寿社会部  
介護保険課認定係

電話 044-200-2455